

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

題名中「所有者等」を「使用者等」に改める。
本則中「第51条第15項」を「第51条第18項」に、「所有者等」を「使用者等」に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

目 次 ページ

規 則

○違法駐車車両の移動等を行った場合に運転者等又は所有者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則..... (警察本部交通指導課) 51

告 示

○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課) 51
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 51
○森林法による通知に代える公示..... (治山課) 51
○道路の供用の開始..... (道路整備課) 52
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 52

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 52
○特定調達契約に係る入札の公告..... 53

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2 件) 54

道公安委員会規則

○車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則..... 55

規 則

違法駐車車両の移動等を行った場合に運転者等又は所有者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第124号

違法駐車車両の移動等を行った場合に運転者等又は所有者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動等を行った場合に運転者等又は所有者等が納付すべき金額を定める規則 (昭和60年北海道規則第55号) の一部を次のように改正する。

告 示

北海道告示第886号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成16年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
稲 荷	経営体育成基盤整備 (区画整理、暗きょ)	平成14.12.10
同	同 (農業用排水)	同 15.12.10

北海道告示第887号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 茅部郡鹿部町字大岩102の10、102の11
2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第888号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条第 3 項の規定による保安林の指定の通知に係る次

の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を占冠村役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年10月18日農林水産省告示第1855号のとおりである。

平成16年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不分明な者

勇払郡占冠村字クテクウンナイ原野1322、1674、1677所在の森林について所有権を有する
安田平作

北海道告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 養老牛計根別停車場線	標津郡中標津町字養老牛国有林448林班は小班地先から 標津郡中標津町字養老牛国有林452林班い小班地先まで	平成16.11. 1

北海道告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 遠軽芭露線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
紋別郡湧別町字上芭露883番1地先から 紋別郡湧別町字上芭露659番1地先まで	前	10.90mから 10.90mまで	426.24m	――
	後	14.50mから 34.00mまで	435.93m	――
紋別郡湧別町字上芭露286番1地先から 紋別郡湧別町字上芭露210番1地先まで	前	10.90mから 10.90mまで	76.50m	――

後	22.00mから 26.00mまで	79.00m	――
前	10.90mから 10.90mまで	106.00m	――
後	21.50mから 25.00mまで	106.00m	――

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年10月29日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

	名 称	数 量
1	リール式散水施設（自然圧送型）	2台
2	調整弁（圧力計付）	40個
3	合成樹脂製耐圧ホース 2 m	138本
4	合成樹脂製耐圧ホース 3 m	115本
5	合成樹脂製耐圧ホース 5 m	70本
6	合成樹脂製耐圧ホース 10m	34本
7	合成樹脂製耐圧ホース 15m	4本
8	合成樹脂製耐圧ホース 20m	24本
9	合成樹脂製耐圧ホース 25m	9本
10	調圧弁付フィルター	13基
11	定流量自動停止弁	29基
12	液肥混入機 φ40	6基
13	液肥混入機 φ50	6基
14	地上配管分岐接続ホース（散水型）	801本
15	地上配管分岐接続ホース（点滴型）	103本
16	地上配管セット 2本立	212組
17	地上配管セット 3本立	154組
18	ポリ給水管 5 m	4本
19	ポリ給水管 4 m	4本
20	ポリ給水管 3 m	4本
21	ポリ用チーズ	2個

22	ポリ用エルボ	2個
23	ポリエンドブラグ	58個
24	ホース用ポリ継手（PEメス+マチノメス）	201個
25	ホース用ポリ継手（PEオス+マチノオス）	159個
26	ホース用90° エルボ	54個
27	2分岐バルブジョイント	23個
28	3分岐バルブジョイント	14個
29	マチノ継手 φ50（メス）×φ40（オス）	6個
30	マチノ継手 φ40（メス）×φ50（オス）	5個
31	マチノ継手 φ50（メス）×φ65（オス）	4個
32	マチノ継手 φ65（メス）×φ50（オス）	4個
33	マチノ継手 φ75（メス）×φ50（オス）	40個
34	かん水チューブ（多孔式）（散水型）	328組
35	かん水チューブ（多孔式）（点滴型）	16巻
36	かん水チューブ用巻取芯（電動型）	400個
37	かん水チューブ用巻取芯（手動型）	100個
38	かん水チューブ自動巻取機（散水型）	5台
39	かん水チューブ巻取機（手動）（散水型）	12台
40	ワンタッチストッパー	1,158個
41	ドリップ用ストッパー	162個
42	かん水ホース 50m	1組
43	かん水ホース 100m	15組
44	かん水ホース巻取機（手動）	10台
45	給水安全弁	41基
46	開栓器	50個
47	液肥混入器 φ30	11基
48	給水ホース	30組
49	モノレール式自動散水機	3基
50	かん水チューブ	16巻
51	チューブ支持金具	3,196個

2 落札を決定した日

平成16年10月14日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 古河総合設備株式会社

(2) 住 所 東京都大田区羽田4丁目3番1号

4 落札金額

69,720,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成16年8月27日付け北海道後志支庁告示第12号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道後志支庁総務部会計課

(2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道上川支庁告示第48号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年10月29日

北海道上川支庁長 青 木 次 郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア	取水チーズ	φ75×φ75	22個
イ	取水エルボ	φ75×90°	21個
ウ	バルブ	φ50	93個
エ	径違いチーズ	φ75×φ50	93個
オ	エルボ	φ75×90°	4個
カ	ポリエチレン管	φ75 2種 L=5.0m	761本
キ	ポリエチレン管	φ75 2種 L=3.0m	80本
ク	チーズ	φ75×φ75	15個
ケ	エンドブラグ	φ75	81個
コ	エルボ	φ75×45°	6個
サ	取水継手	φ75	1個
シ	リール式散水施設	φ75 L=300m	5台
ス	加圧ポンプ	PTO式	3台
セ	加圧ポンプ	エンジン式	2台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成17年3月21日

(4) 納 入 場 所 JAふらの中富良野支所 青果4号倉庫（北海道空知郡中富良野町旭町2-1）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎2階204号会議室（送付による場合は、郵便番号 079 - 8610 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川支庁総務部会計課）

(2) 入札日時 平成16年12月10日 午前11時（送付による場合は平成16年12月9日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川支庁総務部会計課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)及び3の(1)による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道上川支庁総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 079 - 8610 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2224

9 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . “T” Shape P. E. Joint Dia. 75mm 22

b . “L” Shape P. E. Joint Dia. 75mm 90° 21

c . Valve Dia. 50mm 93

d . P. E. Reducing Joint Dia. 75mm × Dia. 50mm 93

e . “L” Shape Joint for P. E. pipe Dia. 75mm 90° 4

f . P. E. pipe (JIS-K-6761-2) Dia. 75mm Length = 5.0m 761

g . P. E. pipe (JIS-K-6761-2) Dia. 75mm Length = 3.0m 80

h . “T” Shape P. E. Joint for P. E. pipe Dia. 75mm 15

i . End plug for P. E. pipe Dia. 75mm 81

j . “L” Shape Joint for P. E. pipe Dia. 75mm 45° 6

k . P. E. Joint Dia. 75mm 1

l . Hose Irrigation System with Reel for winding Dia. 75mm 5

Water supply Pipe Length = 300m

m . Pressurized pump for PTO type 3

n . Pressurized pump for Engine type 2

B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., December 10, 2004

(If mailed, bids must arrive no later than December 9, 2004)

C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Kamikawa,
Subprefectural Office, Hokkaido Government, Nagayama 6 Jo, 19 Chome 1-1,
Asahikawa, Hokkaido, Post code 079-8610, Japan
Phone 0166-46-5111 Extension 2224

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第68号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年10月29日

札幌医科大学長 今井浩三

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

重油 J I S 1 種 1 号（第 1 期調達分） 調達予定数量 857,000 ℓ

2 随意契約の相手方を決定した日

平成16年9月24日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 中川石油商事株式会社

(2) 住所 稚内市中央5丁目2番31号

4 随意契約に係る契約金額

重油 J I S 1 種 1 号 39.4円（1 ℓ 当たりの単価）

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 札幌医科大学事務局管財課
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学告示第69号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年10月29日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 落札に係る物品等の名称及び数量

内視鏡検査機器 一式

2 落札を決定した日 平成16年8月20日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社 ムトウ
(2) 住 所 札幌市北区北11条西4丁目1番地

4 落札金額

58,609,950円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成16年7月2日付け札幌医科大学告示第54号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 札幌医科大学事務局業務課
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

道 公 安 委 員 会 規 則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第11号

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年北海道公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「所有者等」を「使用者等」に改める。

本則中「。以下「法」という。」を削り、「所有者等」を「使用者等」に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

